



安八町商工会

経営情報



2021.8

～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

発行：安八町商工会 安八町氷取 159 - 1
TEL：0584-64-4811 FAX：0584-64-2789

◆商工会青年部主張発表大会岐阜県大会で優秀賞を受賞

7月12日に高山市で開催された商工会青年部主張発表大会岐阜県大会において、西濃地区代表として出場した安八町商工会青年部高橋智生部長が見事!優秀賞(2位)を受賞されました。おめでとうございます!



左から2人目が高橋部長

◎小規模事業者持続化補助金 販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ

経営計画に基づいて実施する販路開拓等(生産性向上)の取組に対し50万円(一般型)を上限に補助金(補助率:2/3)が支給されます

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスサービス等を支援する「低感染リスク型ビジネス枠」がございます。ポストコロナを踏まえた新たなビジネスサービス等の取組に対しては100万円を上限に補助金(補助率:3/4)が支給されます。

補助金を受けるためには補助事業に関する申請書(事業計画書)を提出し採択される必要があります。申請書となる事業計画書の作成については商工会において助言を行いますので、補助金の申請をお考えの方はお気軽にお問い合わせください。

令和元年度補正予算(一般型)申請締切日

第6回締切:10/1(金) 第7回締切:2/4(金)

令和2年度補正予算(低感染リスク型ビジネス枠)

第3回締切:9/8(水) 第4回締切:11/10(水) 第5回締切:1/12(水)



看板設置



HP作成



新聞折込

◎BCP 策定支援セミナー及びBCP ブラッシュアップ訓練セミナーの開催

近年、大規模な自然災害が発生し、企業における危機管理の対応が、企業そのものの評価につながる要因となってきています。企業は、災害や事故で被害を受けても、主要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い時間で再開することが望まれており、災害による業務中断の防止や早期復旧を図るための事業継続計画(BCP)の必要性、有効性が広く認識されるようになってきています。岐阜県でも、BCPの重要性を鑑み、県内企業へのBCP普及に向けた取り組みを進められています。

「BCP策定支援セミナー」では基本モデルの活用方法等について解説するとともに、「BCPブラッシュアップ訓練セミナー」では災害発生シミュレーション訓練を交えながら貴事業所のBCPを点検し、実効性の向上を目指します。興味のある企業様は是非ご参加ください。

開催期間 BCP策定支援セミナー 令和3年7月から令和4年1月 原則第2・第4火曜日
13時30分から15時30分

ブラッシュアップセミナー 令和3年9月から令和4年1月 第3火曜日
13時から16時

開催形式 WEB開催(オンライン会議アプリ「Zoom」)

岐阜県HP(申込手続き)



安八町商工会 Facebook ページに皆さんの情報を載せませんか?

発信したい情報・記事がございましたら商工会までご連絡ください。

経営発達支援計画に基づく販路開拓事業

安八町商工会経営発達支援計画販路開拓事業の一環として、イオンモール大垣の1階風の広場において、商工事業者の共同出店による飲食関連商品の販売会を開催します。

出店者の方には、事前にパンフレットやチラシなどの販促物の個別相談や、出店に向けた取り組みを商工会で支援します。販売会、物産展に興味はあるが、どのように出店していいのかわからない等、出店経験のない事業者様もこの機会に出店してみたいかご検討ください。出店を希望される方は8月6日（金）までに商工会へご連絡ください。

また、出店するには小規模事業者であること及び経営発達支援事業に則った経営分析・経営計画作成などの実施が必須となります。

- ①開催日時 令和3年9月18日（土）10:00～18:00
 - ②開催場所 イオンモール大垣1F風の広場
 - ③出展企業数 4企業程度
- 詳細につきましては商工会までお問い合わせください。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外にはインボイスを交付できません。

【申請手続】

インボイス制度導入に伴い、事業者の方が適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。

税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、「登録通知書」が送付されます。申請書は、令和3年10月1日から受付が開始されます。



国税庁HP（申請手続き）

●WEBセミナーのご案内！

安八町商工会のホームページからご覧いただけます



◆ 様々な経営情報が満載！

パソコン研修・経営実務・人材育成・
経営者講演・経営革新・事業承継など

STEP1 [アカウント]を入手	STEP2 [WEBセミナーサイト]にアクセス	STEP3 [WEBセミナー]を視聴
STEP1 ID 3831 PW 3831	STEP2 WEBセミナーへ アクセス <small>※「ログインはこちら」をクリックして IDとパスワードを入力</small>	STEP3 WEBセミナーを 視聴

マル経 金利
1.21%

令和3年8月1日現在

日本政策金融公庫HP
<https://www.jfc.go.jp/>



◆マル経融資とは、日本政策金融公庫の無担保、無保証人の融資制度です。

- ・返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ・融資限度額：2,000万円

【ご利用いただける方】

- ・安八町内で1年以上営業し、商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている方
- ・従業員数20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の事業所
- ・所得税や住民税等を完納している方
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種であること など

安八町商工会 ホームページ
<http://www.ansho.jp/>



安八町商工会 Facebook ページ
<https://www.facebook.com/ansho3831/>



